

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案の概要

1. 背景

- ・農林水産物及び食品の輸出拡大に向け、これまで日本食のプロモーション等の取組を実施。
- ・更なる輸出拡大のためには、輸出先国による食品安全等の規制等に対応するため、輸出先国との協議、輸出を円滑化するための加工施設の認定、輸出のための取組を行う事業者の支援について、政府が一体となって取り組むための体制整備が必要。

2. 法律案の概要

I 農林水産物・食品輸出本部の設置

- ・農林水産省に、農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚労大臣、経産大臣、国交大臣等を本部員とする「農林水産物・食品輸出本部」を設置。 (第3条～第9条)
- ・本部は、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画(工程表)の作成・進捗管理を行うとともに、関係省庁の事務の調整を行うことにより、政府一体となった輸出の促進を図る。 (第4条、第10条～第14条)

II 国等が講ずる輸出を円滑化するための措置

- ・これまで法律上の根拠規定のなかった ①輸出証明書の発行、②生産区域の指定、③加工施設の認定について、主務大臣(※)及び都道府県知事等ができる旨を規定。 (第15条～第17条)
- ※主務大臣は、農林水産大臣、厚生労働大臣又は財務大臣。 (第43条)
- ・民間の登録認定機関による加工施設の認定も可能とする。 (第17条～第33条)

III 輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置

- ・輸出事業者が作成し認定を受けた輸出事業計画について、食品等流通合理化法及びHACCP支援法(※)に基づく認定計画等とみなして、日本政策金融公庫による融資、債務保証等の支援措置の対象とする。 (第34条～第37条)
- ※食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)

IV その他

- ・令和2年4月1日から施行。 (附則第1条)
- ・農林水産省設置法を改正し、本部の所掌事務を追加。 (附則第6条)
- ・IIの輸出証明書発行の規定と重複する食品衛生法の規定を削除。 (附則第5条)